

千葉県における令和8年度県内処理加工施設で加工される野生鳥獣肉の 放射性物質検査について

令和8年 4月 6日
千葉県農林水産部農地・農村振興課

令和8年3月30日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生産第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質のモニタリング検査を実施する。

1 イノシシ肉

(1) 出荷制限

イノシシ肉については、平成24年11月5日付けで、原子力災害対策本部長から全県を対象とする出荷制限の指示がなされている。

(2) 出荷制限の一部解除

平成25年1月18日付けで勝浦市、君津市及び大多喜町の4施設について一部解除の指示があり（君津市の1施設は令和6年3月31日に廃業）、さらに、平成25年7月19日付けで鴨川市の1施設、平成30年2月5日付けで君津市の1施設、平成31年4月15日付けで木更津市の1施設、令和2年3月18日付けで茂原市の1施設、令和3年7月12日付けでいすみ市及び館山市の2施設、令和3年12月16日付けで館山市の1施設、令和4年3月17日付けで鴨川市及び館山市の2施設、令和5年12月18日付けで鴨川市及び富津市の2施設、令和6年11月11日付けで一宮町の1施設についても追加が認められ、県の「出荷・検査方針」に基づき管理されている処理加工施設で処理されたイノシシ肉のみが出荷可能となっているが、それ以外のものについては、引き続き出荷を差し控えることとなっている。

(3) 出荷制限の部分解除

令和6年7月23日付けで勝浦市、大多喜町で捕獲されたイノシシ肉について出荷制限の指示が解除された。さらに、令和7年10月14日付けで茂原市、長柄町及び長南町で捕獲されたイノシシ肉については出荷制限の指示が解除されている。出荷制限が解除された市町で捕獲されたイノシシは、①食肉処理業の許可を得ており、②県が定める「出荷制限解除後の出荷・検査管理方針」を遵守する処理加工施設において、放射性物質の全頭検査を行うことなく、解体され、イノシシ肉として流通させることができるようになった。

(4) 出荷・検査方針の見直し

イノシシの施設への持ち込みについて、安全・安心を確保しつつイノシシ肉の流通を促進し、市町職員等の捕獲現場での立ち会いを無くす等、煩雑な仕組みを改善するため農林水産省及び厚生労働省と協議を続けており、両省の了解を得て出荷・検査方針を見直している。

(5) 出荷制限が解除されている県内処理加工施設

15施設（茂原市1施設、大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市3施設、木更津市1施設、君津市2施設、いすみ市1施設、館山市3施設、富津市1施設、一宮町1施設）

2 シカ肉

(1) 検査対象施設

16施設（茂原市1施設、大多喜町2施設、勝浦市1施設、鴨川市3施設、木更津市1施設、君津市2施設、いすみ市1施設、館山市3施設、富津市1施設、一宮町1施設）

(2) 検査頻度及び検体数

検査対象施設ごとに半期に1検体